# 告　　示

**○消防庁告示第十八号**

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第二条の三第六項の規定に基づき、防火管理に関する講習の実施細目（昭和六十二年消防庁告示第一号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年十二月十四日

消防庁長官　久保　信保

第一中「甲種防火管理講習」を「甲種防火管理新規講習」に改め、第一の表を次のように改める。

| 講習事項 | 講習時間 | |
|---|---|---|
| 防火管理の意義及び制度 | 二時間 | 一時間 |
| 火気管理 | 二時間 | 一時間 |
| 施設及び設備の維持管理 | 二時間 | 一時間 |
| 防火管理に係る訓練及び教育 | 二時間 | 一時間 |
| 防火管理に係る消防計画 | 二時間 | 一時間 |

第二を第三とし、第一の次に第二として次のように加える。

第二　講習事項の一部免除

甲種防火管理新規講習については、第一の規定に関わらず、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる講習事項を免除することができるものとする。

| 講習事項の一部を免除することができる者 | 免除することができる講習事項 |
|---|---|
| 消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第三十一条の六第六項に規定する消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検に関し必要な知識及び技能を修得することができる講習の課程を修了し、免状の交付を受けている者 | 防火管理の意義及び制度 |
| 消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第四条の二の八第三項第一号に規定する自衛消防組織の業務に関する講習の課程を修了している者 | |

**附　則**

（施行期日）

1　この告示は、平成二十三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この告示の施行の際現にこの告示による改正前の第一に規定する甲種防火管理講習又は乙種防火管理講習の課程を修了している者は、それぞれこの告示による改正後の第一に規定する甲種防火管理新規講習又は乙種防火管理講習の課程を修了している者とみなす。

3　消防法施行規則第四条の二の十三第三号の規定に基づき、同条第一号及び第二号に掲げる者に準ずる者を定める件（平成二十年消防庁告示第十四号）第一第一号に規定する者は、第二の消防法施行令第四条の二の八第三項第一号に規定する自衛消防組織の業務に関する講習の課程を修了している者とみなす。

**○消防庁告示第十九号**

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第三十一条の七第二項において準用する消防法施行規則第一条の四第十項の規定に基づき、登録講習機関の行う講習に係る基準を定める件（平成十六年消防庁告示第十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年十二月十四日

消防庁長官　久保　信保

第三第一号の表以外の部分を次のように改める。

一　特種の講習は、次の表の上欄に掲げる講習科目について、それぞれ同表の下欄に掲げる講習時間を基準として行うものとする。

第三第二号の表以外の部分を次のように改める。

二　第一種又は第二種の講習は、次の表の上欄に掲げる講習科目について、それぞれ同表の下欄に掲げる講習時間を基準として行うものとする。

第四第一号の表を次のように改める。

| 講習科目の一部を免除することができる者 | 免除することができる講習科目 |
|---|---|
| 第一種及び第二種の消防設備点検資格者免状の交付を受けている者 | 消防用設備等及び特殊消防用設備等の点検制度、消防法規、建築基準法規、火災予防概論及び消防用設備等概論 |
| 規則第三十三条の三第一項に規定する甲種消防設備士で第一類から第三類までのいずれか、第四類及び第五類の免状の交付を受けている者 | 消防用設備等及び特殊消防用設備等の点検制度、消防法規、建築基準法規及び火災予防概論 |
| 第一種又は第二種の講習を受けた後六月以内に特種の講習を受けようとする者 | |
| 第一種又は第二種の消防設備点検資格者免状の交付を受けている者 | 消防用設備等及び特殊消防用設備等の点検制度、建築基準法規及び火災予防概論 |
| 法第十七条の六に規定する消防設備士免状の交付を受けている者 | |
| 消防行政に係る事務のうち消防用設備等に係る事務に関し一年以上の実務経験を有する者 | 消防法規及び火災予防概論 |
| 消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号。以下「令」という。）第三条第一項イに規定する甲種防火管理講習の課程を修了している者 | 消防用設備等及び特殊消防用設備等の点検制度、消防法規、建築基準法規及び火災予防概論 |
| 規則第四条の二の四第四項に規定する防火対象物の点検に関し必要な知識及び技能を修得することができる講習の課程を修了し、免状の交付を受けている者 | |
| 令第四条の二の八第三項第一号に規定する自衛消防組織の業務に関する講習の課程を修了している者 | 消防用設備等及び特殊消防用設備等の点検制度、建築基準法規及び火災予防概論 |
| 規則第三十一条の六第六項第六号の期間（以下「期間」という。）ごとに特種消防設備点検資格者免状の交付を受けないことにより特種消防設備点検資格者の資格を失った者 | 消防用設備等及び特殊消防用設備等の点検制度、消防法規、建築基準法規及び火災予防概論 |

第四第二号の表を次のように改める。

| 講習科目の一部を免除することができる者 | 免除することができる講習科目 |
|---|---|
| 特種、第一種又は第二種の講習を受けた後六月以内に他の第一種又は第二種の講習を受けようとする者 | 消防用設備等及び特殊消防用設備等の点検制度、消防法規、建築基準法規及び火災予防概論 |